

高森町こどもの遊び場づくり補助金交付要綱

令和7年4月1日

告示第 32 号

(趣旨)

第1条 この告示は、子どもの遊び場を充実させるため、地域団体等が実施する遊具の設置に係る費用に対し、予算の範囲内において助成する高森町こどもの遊び場づくり補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高森町補助金等交付規則(平成17年高森町規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次項に規定する遊び場を管理する行政区又はまちづくり団体（住民により自主的に組織された団体をいう。以下同じ。）とする。

2 補助金の交付の対象となる遊び場（以下「補助対象遊び場」という。）は、敷地面積が、概ね100平方メートル以上の土地で、子どもの安全性が確保されるとともに、常時、良好な状態で使用できる遊具等を設置しようとする場所とする。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

（1）遊び場の新設、拡張及び遊具等の増設並びに遊具等の取替、補修、及び撤去に要する経費のうち、行政区又はまちづくり団体が事業者に対して支払う次の費用

ア 材料費

イ 作業員等の労務費

ウ 運搬費及び処分費

（2）その他町長が必要と認める費用

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象遊び場1か所につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を上限とする。

2 補助金の交付は、一の年度において、1遊び場につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、

高森町こどもの遊び場づくり補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）高森町こどもの遊び場づくり計画書（様式第2号）
- （2）見積書
- （3）各施設の図面及び仕様書
- （4）写真（着手前）
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、高森町こどもの遊び場づくり補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付条件）

第6条 この要綱による遊び場の設置については、次の各号に掲げる要件を具備するものでなければならない。

- （1）土地所有者と設置者との間に、10年以上の土地貸借契約が成立していること。
- （2）町内以外の幼児、児童にも遊び場を開放すること。
- （3）管理、運営上の責任は設置者とする事。

（補助金の交付時期）

第7条 補助金の交付時期は、事業が申請どおり完了したことを確認した後とする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- （1）高森町こどもの遊び場づくり実績報告書（第4号様式）
- （2）写真（完了後）
- （3）支払いを証する書面の写し（領収書等）
- （4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付取消等）

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の運用が不相当と認められたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。